

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

前払式支払手段をクレジットカードにより 購入(チャージ)した場合の法律関係の整理

うちやまり え こ いしおかゆうた
内山理映子・石岡佑太

Discussion Paper No. 2024-J-9

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

前払式支払手段をクレジットカードにより 購入(チャージ)した場合の法律関係の整理

うちやまり え こ いしおかゆうた
内山理映子*・石岡佑太**

要 旨

キャッシュレス決済サービスの利用が進展する中、日本では、後払いであるクレジットカードを利用して前払式支払手段を購入(チャージ)する決済サービスが広く利用されている。前払式支払手段とクレジットカードの取引は、いずれも、サービスの提供者、利用者、加盟店の三者による決済サービスであるが、利用者があらかじめ資金を支払う前払式支払手段と、利用者が与信を受けて資金を後払いするクレジットカードでは、規律する法律が異なるほか、それぞれの取引の法律構成についてもさまざまな考え方があり1つには定まっていない。こうした状況のもとで、各決済サービスの提供者が破綻した場合、利用者、加盟店のいずれが損失を負担することになるか、利用者が不利益を被る可能性はないかといった点を検討すると、法律構成によっては、必ずしも利用者が保護されない可能性があることがわかった。利用者が不測の損害を負うことなく、安定して決済サービスを利用できるようにするためには、サービスの提供者・利用者・加盟店間の法律関係をあらかじめ明確にしておくことが肝要である。

キーワード：前払式支払手段、クレジットカード、抗弁の接続、キャッシュレス決済、資金決済法、割賦販売法、破産法

JEL classification: G23、G33、K12、K22

* 日本銀行金融研究所企画役
(現総務人事局企画役 E-mail: rieko.uchiyama@boj.or.jp)

** 日本銀行金融研究所 (E-mail: yuuta.ishioka@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、片岡義広弁護士(片岡総合法律事務所)、神作裕之教授(学習院大学)、神田秀樹名誉教授(東京大学)、丸山絵美子教授(慶應義塾大学)(五十音順)の各氏および金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

目 次

1. はじめに	1
2. クレジットカードと前払式支払手段をめぐる取引の概要	2
(1) 検討対象とするクレジットカード取引	2
(2) 検討対象とする前払式支払手段にかかる取引	3
3. 設例の検討	3
(1) 想定する取引の流れ	3
(2) 取り上げる設例	5
4. 設例 1：カード会社の破産	5
(1) カード加盟店（前払式発行者）の請求	5
イ. クレジットカード取引の法律構成	6
(イ) 債権譲渡構成	6
(ロ) 立替払構成	7
ロ. 法律構成を踏まえた検討	10
(2) 利用者の対応	12
5. 設例 2：前払式発行者の破産	13
(1) 前払式加盟店の請求	13
イ. 前払式支払手段の法律構成	13
(イ) 債権譲渡構成	13
(ロ) 免責的債務引受構成	14
(ハ) 支払委託構成	14
ロ. 法律構成を踏まえた検討	15
(2) カード会社の対応（加盟店契約の解除の可否）	16
(3) 前払式発行者と利用者の関係	17
イ. 不安の抗弁権	17
ロ. 抗弁の接続（割賦販売法 30 条の 4）の類推適用の可否	18
ハ. 前払式支払手段のチャージ取引の解除	20
ニ. 解除と前払式支払手段の払戻し禁止規定	21
6. おわりに	23

1. はじめに

さまざまなキャッシュレス決済サービスの利用が進展する中、複数のサービスを組み合わせる場面がみられる。決済サービスのうち、利用者から決済サービスの提供者へ資金が移動するタイミングに着目すると、前払い・後払い・即時払いがあり、前払いの代表的なサービスとして前払式支払手段、後払いの代表的なものとしてクレジットカードがある。日本では、これらを組み合わせて、前払式支払手段をクレジットカードで購入（チャージ）するというサービスが広く利用されるようになっている。もっとも、それぞれのサービスにおいて適用される法律関係は異なる¹。

「デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会」[2024]では、銀行、資金移動業者、前払式支払手段発行者などが提供するデジタルマネーを対象に、利用者が発行者に対して有する権利の性質や、デジタルマネーを移転する場合の法律構成、発行者や仲介者が破綻した場合の利用者の権利の処遇などについて検討が行われた。本稿では、同研究会では検討の対象外とされた、前払式支払手段を後払いであるクレジットカードでチャージする場合に、法律構成によって損失負担のあり方が異なりうるのではないかという点について、特に、決済サービスの提供者（クレジットカード発行会社（以下「カード会社」という）および前払式支払手段発行者（以下「前払式発行者」という））が破産した場合を取り上げて検討を行った。

安定的な決済サービスの利用に向けて検討すべき論点は複数あるが、本稿の具体的なリサーチ・クエスチョンは、それぞれの決済サービスについて複数の法律構成が考えられるもとで、法律構成によって損失負担の帰趨は異なるのか、仮に異なるとした場合、利用者が不利益を被る可能性などはないのか、である。決済サービスの提供者の破綻のうち、再建型倒産手続による場合には決済サービスの事業の継続を前提に利用者の権利を検討することとなるが²、ここでは、損失負担の帰趨を考えるに当たり、破綻のうち破産に絞って事例を想定する³。日本では、前払式支払手段をクレジットカードで購入

¹ 銀行の口座振込、クレジットカード決済、電子マネー決済に共通性があること、他方、リテール決済の発展過程から、法規制が銀行法・資金決済法と割賦販売法に分断されている現状および各種決済サービスの横断的な分析の必要性を指摘したものとして、千葉 [2019] 9～17 頁。

² デジタルマネーの発行者が破綻した場合の利用者の権利について検討したものとして、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 37～38 頁。

³ カード会社の破産事例は必ずしも多くはないとみられるが、前払式発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合に発行保証金の還付手続（資金決済法 31 条 2 項）が実施されたのは、前身となる「前払式証票の規制等に関する法律」施行日（1990 年 10 月 1 日）から 2023 年 6 月末までに 56 件（金融庁 [2023] 534 頁）。

(チャージ) するサービスが広く利用されているところ、各決済サービスの提供者が破産した場合の損失負担の帰趨については必ずしも明らかではない。そこで本稿では、こうしたサービスを利用する事例をベースに、前払い、後払いそれぞれの決済サービスの提供者が破産した場合の法律関係について比較検討を試みる。

2. クレジットカードと前払式支払手段をめぐる取引の概要

(1) 検討対象とするクレジットカード取引

クレジットカード取引は、割賦販売法の包括信用購入あっせん（割賦販売法2条3項）として規律される。もっとも、二月払購入あっせん（いわゆるマンスリークリア（翌月一括払い））（同法35条の16第2項）は、一時的にカード会社から利用者への与信は発生するが、事務処理に伴う一時的な時間差と考えられるため⁴、包括信用購入あっせんの定義から除かれており（同法2条3項1号括弧書き）、割賦販売法の一部の規定のみが適用される⁵。

日本におけるクレジットカード取引では、利用の対価をマンスリークリアとする取引が、通常は手数料もかからず、広く決済手段として利用されている⁶。当初は、カード会社自身がクレジットカード加盟店（以下「カード加盟店」という）と契約する取引（オンアス取引）を前提として取引が始まったが、図1に示すように、近年、国際ブランドを通じてカード会社と加盟店契約会社（アクワイアラ）が異なる取引（オフアス取引）が一般化しているほか、決済代行業者が加盟店と加盟店契約会社の間に入る契約も増加してきているなど、複雑化している⁷。本稿では、議論を単純化することを優先して、カード会社、カード加盟店、利用者の三者によるマンスリークリアのオンアス取引について整理を試みる⁸。

⁴ 小塚・森田 [2018] 184 頁。

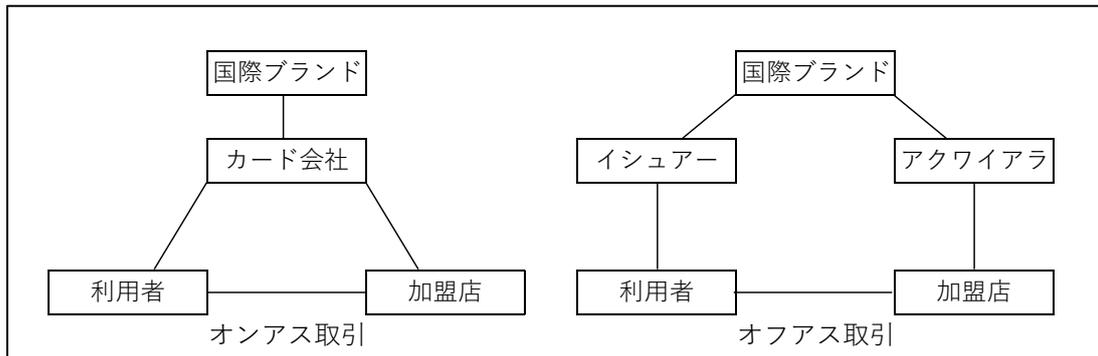
⁵ 犯罪収益移転防止法に基づく規制やクレジットカード番号等取扱業者としての規制には服する。

⁶ 例えば、前払式支払手段の約款において、クレジットカードでチャージする場合の支払方法は1回払いとすることが定められているものがある。

⁷ 小塚・森田 [2018] 182～183 頁。

⁸ 三者型（オンアス取引）の法律構成の議論は、基本的にはオフアス取引についても妥当する（経済産業省 [2021] 48 頁）。

図1 クレジットカード取引における当事者



(資料) 千葉 [2019] 7頁を参考に筆者作成。

(2) 検討対象とする前払式支払手段にかかる取引

前払式支払手段は、対価を得て発行される証票等であって、発行者等から物品の購入や役務の提供を受ける場合等に、これらの代価の弁済のために使用することができるもの（資金決済法3条1項）である。前払式支払手段には、発行者から物品の購入を行った場合等における弁済に使用できる自家型（同法3条4項）と、発行者以外の加盟店（以下「前払式加盟店」という）からの物品の購入等に使用できる第三者型（同法3条5項）がある。

本稿では、幅広い相手に対して利用できる決済サービスであり、クレジットカードによるチャージが可能なサービスも広くみられる第三者型前払式支払手段を検討の対象とする。

なお、前払式発行者には、利用者資金保護の観点から、資金決済法により資産保全義務（未使用残高の2分の1以上の額を保全。同法14～16条）が課されており、利用者は発行保証金に対して優先弁済権を有する（同法31条1項）。

3. 設例の検討

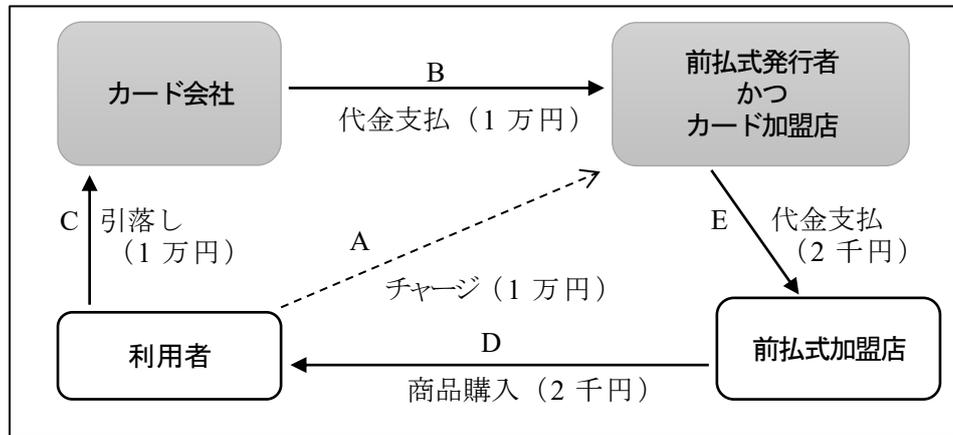
(1) 想定する取引の流れ

前払式支払手段の購入（チャージ）をクレジットカードで行った場合について、次のようなケースを想定する。

クレジットカード取引については、利用者・カード会社・カード加盟店の三者が、前払式支払手段の取引については、利用者・前払式発行者・前払式

加盟店の三者が登場する。前払式支払手段のチャージをクレジットカードにより行う場合、前払式発行者は、クレジットカード取引においてはカード加盟店となる⁹。具体的な取引の流れは、図2のとおりとなる。

図2 前払式支払手段をクレジットカードによりチャージする取引の流れ



- A：利用者が、クレジットカードを利用して前払式支払手段として1万円をチャージし、前払式支払手段の発行を受ける。
- B：カード会社は、カード加盟店（前払式発行者）に対して、カード利用代金（1万円）を支払う。
- C：カード会社は、利用者に利用代金の支払を請求し、利用者の銀行口座から代金（1万円）を引き落とす。
- D：利用者が、前払式加盟店において商品（2千円）を購入する。
- E：前払式加盟店は、前払式発行者に2千円の支払を請求し、前払式発行者から支払を受ける。

取引の時系列としてはさまざまなパターンがありうるが、基本的にはクレジットカードでのチャージに関する取引（ABC）と、前払式支払手段での商品購入に関する取引（ADE）の組合せとなる¹⁰。

⁹ 以下では、前払式支払手段の発行者を、文脈に応じて、「前払式発行者（カード加盟店）」または「カード加盟店（前払式発行者）」と表記する。

¹⁰ チャージ（A）から、カード加盟店への支払（B）と利用者からの代金引落（C）までにタイムラグがあるため、実際にはまだ前払いされていない段階で、利用者が前払式支払手段を利用した商品の購入（D）とその代価の前払式加盟店への支払（E）を行うケースもある。なお、カード加盟店への代金支払（B）のタイミングは、取決めによってさまざまではあるが、一例を挙げると、月2回の支払（月初から15日までの請求分を月末に入金）。

(2) 取り上げる設例

本稿では、決済サービスの提供者たるカード会社または前払式発行者が破産したケースとして、カード加盟店への支払（B）を履行する前にカード会社が破産した場合と、前払式加盟店への支払（E）を履行する前に前払式発行者が破産した場合を設例として取り上げる¹¹。

（設例 1）利用者がクレジットカードを利用して前払式支払手段として 1 万円をチャージした（A）後、カード会社がカード加盟店（前払式発行者）にカード利用代金（1 万円）を支払う（B）前に破産。

（設例 2）利用者がクレジットカードを利用して前払式支払手段として 1 万円をチャージし（A）、前払式加盟店で 2 千円の商品を購入（D）した後に、前払式発行者が破産。この際、カード会社からカード加盟店（前払式発行者）へのカード利用代金（1 万円）の支払（B）、カード会社による利用者口座からのカード利用代金（1 万円）の引落とし（C）、および前払式発行者から前払式加盟店への商品代金（2 千円）の支払（E）のいずれも未了であった¹²。

4. 設例 1：カード会社の破産

(1) カード加盟店（前払式発行者）の請求

カード加盟店（前払式発行者）は、カード会社が破産し、チャージの代価である 1 万円が入金されていない場合、カード会社の代わりに利用者に対して直接 1 万円の請求（直接請求）を行うことは可能であろうか。

16 日から月末までの請求分を翌月 15 日に入金。）などがある。前払式加盟店への代金支払（E）も同様である。利用者からの代金引落についても取決め次第だが、前月 16 日から当月 15 日までの利用代金を、翌月 10 日に口座から引き落とすといった例がある。

¹¹ なお、利用者が破産した場合には、いずれのタイミングで生じても、カード会社が利用者のカード利用代金相当額の損失を負担することとなる。また、前払式加盟店が破産した場合には、前払式支払手段で商品等を購入した時点（D）以降が問題となるが、前払式発行者は前払式加盟店の破産管財人に商品等の代金を支払う（E）ことが見込まれる。

¹² 前払式発行者破産時に、前払式発行者・前払式加盟店・利用者の三者間において、前払式加盟店と利用者のいずれが損失を負担することとなるかを検討するため、前払式加盟店に 2 千円の支払が行われる（E）前の時点としている。また、クレジットカードによる後払いでチャージを行っていることで、即時払いとどのような違いが生じるかを検討するため、クレジットカードの取引における利用者からカード会社、カード会社からカード加盟店への資金の移転（B・C）が完了する前の時点を取り上げる。

クレジットカード取引の法律構成については、割賦販売法は特定の法律構成を前提とした定めとはなっておらず、これまでさまざまな考え方が議論されてきた¹³。経済産業省 [2021] 48 頁によれば、現行の契約実務上は、大別して債権譲渡構成と立替払構成の 2 つが存在するとされており、実際の約款でも、これら 2 つのいずれかまたは両方に言及しているものが多い。このため、これら 2 つの法律構成を前提に、現在確認できる各社の約款等を踏まえつつ、法律構成によって直接請求の可否が異なるか、検討を行う。

イ. クレジットカード取引の法律構成

(イ) 債権譲渡構成

債権譲渡構成とは、カード会社とカード加盟店との間において、カード加盟店が利用者に対して有する代金債権の有償譲渡が行われ、カード会社が事後的に利用者に対してこの代金債権を行使して代金を回収するという構成である。この構成をとる場合、債権譲渡の当事者であるカード会社とカード加盟店との間の加盟店規約において、債権譲渡の規定が設けられる。実際には、カード会社からカード加盟店に対して債権譲渡の対価が一括で支払われ、その後、利用者がカード会社に対して代金債務を支払う¹⁴。

利用者がカード加盟店においてクレジットカードを提示して商品を購入する取引は、①カード加盟店が利用者から提示されたカードの利用について、専用の決済端末を通じてカード会社から承認（オーソリゼーション）を得て¹⁵、②カード加盟店がカードの利用により発生した売上代金について、カード会社に売上データを送信する（クリアリング）¹⁶という流れとなる。この場合、カード加盟店が、カード会社から承認（オーソリゼーション）を得たことを前提に利用者のカード利用を承認した時点で、カードにより支払をすることが認められる。このことを踏まえ、以下では、債権譲渡の効力発生時期は、カード加盟店が利用者にカード利用を承認した時点であるとして、検

¹³ 割賦販売法上の「包括信用購入あっせん」は、取引形態に着目して定義されており、契約形態には触れられていない。これは契約形態のいずれかに偏して定義付けを行うと容易に脱法が可能となることから、法律構成に依存せず、実質的に同様の経済的効果をもたらす取引行為自体に着目したものであるとされる。経済産業省 [2021] 46～48 頁。

¹⁴ 経済産業省 [2021] 48 頁。

¹⁵ ①オーソリゼーションと、②売上決済にかかる電文が分かれる方式が一般的であるが、これらが同時に伝送される場合もある。山本 [2012] 89 頁、122～125 頁。

¹⁶ 山本 [2012] 89～90 頁、129～131 頁。

討を進める¹⁷。

債権譲渡構成の場合、カード利用が承認された時点でカード会社が債権者となることから、カード加盟店は債務者である利用者に対して代金を請求することはできない。

(ロ) 立替払構成

カード会社各社の約款等では、「立替払」という用語が定着している¹⁸が、立替払の概念は一義的には明確でなく¹⁹、その法律構成をどのように解するかについてもさまざまな考え方がありうる。ここでは、経済産業省 [2021]²⁰で取り上げられているところをもとに、①第三者弁済構成および②債務引受構成のほか、③更改構成について検討を行う。

①第三者弁済構成は、カード会員規約に基づいて、カード会社が利用者のクレジットカード利用代金をカード加盟店に支払うことにより、利用者の代金債務を第三者弁済する（民法474条）という法律構成である。カード会社は立替金の支払により、利用者に対し、カード会員規約に基づく立替金支払にかかる求償権を取得し、利用者は、立替金相当額の金銭をカード会社に支払うこととなる。この構成によれば、第三者弁済を行う約定はあくまで利用者とカード会社間の契約関係に過ぎないことから、カード加盟店は売買代金の支払が未了の場合には、債務者たる利用者にチャージ代金を請求することが可能である。

②債務引受構成には、(i) 免責的債務引受構成（民法472条）と (ii) 併存的債務引受構成（民法470条）があり、いずれの構成であるかは当事者の合理的意思解釈によって決せられるとされる²¹。また、いずれの場合であっても、債務の引受人は原債務と同一の債務を負担する（すなわち、カード加盟店は、債務の引受人たるカード会社に直接の請求権を有する）²²。

債務引受の効力は、(i) 免責的債務引受構成については、(a) 債権者と引受人となる者との契約によってするときは、債権者が債務者に通知するこ

¹⁷ 本稿はオンアス取引を前提とした検討にとどまるが、オフアス取引を前提にした場合、オーソリゼーションによってイシューアーにより免責的債務引受がされ、クリアリングによりアクワイアラが加盟店のイシューアーに対する債権の買取りをしている（債権譲渡がされる）との指摘がある。玉垣 [2017] 52 頁。

¹⁸ 経済産業省 [2021] 48 頁。

¹⁹ 清水 [1974] 300 頁。

²⁰ 経済産業省 [2021] 48 頁。

²¹ 経済産業省 [2021] 49 頁。

²² 経済産業省 [2021] 49 頁。

とによって発生するが（民法472条2項）、(b) 債務者と引受人となる者が契約し、債権者が引受人となる者に対して承諾することによっても発生する（民法472条3項）。クレジットカード取引における債務引受の効力が(a)、(b)のどちらによって発生するかは、個別の加盟店規約や会員規約の定めによる。すなわち、(a)については、カード加盟店（債権者）とカード会社（引受人となる者）との契約（加盟店規約）において、カード利用によってカード会社が利用者の債務を引き受ける旨を定めていることを前提に、具体的な商品等の購入に際し、カード加盟店（債権者）が利用者（債務者）にカード利用を承認することをもって、債務者に対する通知があったと考えられるのではないかと²³。一方、(b)については、利用者（債務者）とカード会社（引受人となる者）間の契約（会員規約）において、利用者がカードを利用して購入した商品の代金債務をカード会社が引き受ける旨の契約（立替払）が締結されていることを前提に、具体的な商品等の購入に際して、カード加盟店（債権者）がカード会社（引受人となる者）に売上データを送信することをもって、債務引受の効力が生じると考えられる。そうだとすれば、(a)、(b)のいずれの場合であっても、債務引受の効力はカード利用時に発生することとなる。

(ii) 併存的債務引受構成については、(c) 債権者と引受人となる者との契約によって発生し（民法470条2項）、または(d) 債務者と引受人となる者が契約し、債権者が引受人となる者に対して承諾することによっても発生する（民法470条3項）。(c)については、カード加盟店（債権者）とカード会社（引受人となる者）との契約（加盟店規約）において、カード利用によってカード会社が利用者の債務を引き受ける旨を定めていることを前提とすると、カード加盟店（債権者）によるカード利用の承認時に債務が引き受けられると考えられる。(d)については、(b)と同様に考えられる。(c)、(d)のいずれの場合であっても、債務引受の効力はカード利用時に発生することとなる。

以上を踏まえると、(i) 免責的債務引受構成、(ii) 併存的債務引受構成による具体的な帰結は次のとおりとなる。

まず、(i) 免責的債務引受構成では、利用者は、カード会社が債務引受を行ったことにより、カード加盟店に対する代金債務について免責される。カ

²³ 片岡 [2021] 80 頁では、カード加盟店がカード会社のオーソリゼーションを得て、クレジットカードによる支払を利用者に承諾したときに、免責的債務引受の効力として利用者の加盟店に対する債務が消滅すると考えられることを指摘している。

ード加盟店は、カード会社が引き受けた代金債務にかかる債権を取得し、カード会社は、利用者に対し、カード会員規約に基づく立替金支払にかかる求償権を取得する。これにより、利用者は立替金相当額の金銭をカード会社に支払うこととなる²⁴。なお、免責的債務引受構成の効力が発生して以降は、利用者はカード加盟店に対する代金債務について免責されることから、カード加盟店は利用者に対して代金を請求することはできない。

これに対して、(ii) 併存的債務引受構成では、利用者のカード加盟店に対する代金債務について、利用者とカード会社が併存的に債務者となることから、利用者とカード会社は同一の債務を負担することとなる²⁵。この場合、利用者はカード加盟店に対する代金債務について免責されず、カード加盟店は、利用者に対して代金を請求することが可能である。

最後に、③更改構成について考察する。具体的には、(i) 債権者の交代（債権者がカード加盟店からカード会社に交代）による更改（民法 515 条 1 項）と、(ii) 債務者の交代（債務者が利用者からカード会社に交代）による更改（民法 514 条 1 項前段）が存在する²⁶。

更改の効力が発生する時期については、カード会社とカード加盟店間の契約（加盟店規約）とカード会社と利用者間の契約（会員規約）がともに締結されていることを前提とすると、(i) 債権者の交代の場合は、カード会社がカード利用を承認（オーソリゼーション）し、カード加盟店が利用者にカード利用を承認した時点で、カード会社・カード加盟店・利用者の三当事者間の合意が成立（民法 515 条 1 項）したと解することができるのではないか。また、(ii) 債務者の交代による更改の場合は、カード加盟店とカード会社間の契約（加盟店規約）においてカード会社がカードの利用代金にかかる債務を負うことを定めていることを前提に、カード加盟店が利用者にカード利用を承認した際に更改契約をした旨の通知（民法 514 条 1 項後段）があったと解し、この時に更改の効力が発生したと考えられる。

いずれにせよ、更改の効力が発生した後は、カード会社が新たな債務の債務者となり、従前の債務は消滅するため、カード加盟店は利用者に対して代金を請求することはできない。

²⁴ 経済産業省 [2021] 49 頁。

²⁵ ただし、カード会社・利用者間およびカード会社・加盟店間の規約によって、平時においては、まずカード会社に請求するものとされていると考えられる。

²⁶ 片岡 [2021] 82～83 頁参照。

ロ. 法律構成を踏まえた検討

イ. でみたとおり、カード加盟店が利用者に対して直接請求が可能となりうるのは、立替払構成のうち、第三者弁済構成と併存的債務引受構成の場合である。加盟店規約等において、利用者への直接請求の禁止が明記されているものもあるが²⁷、そうした文言が必ずしもすべての規約等に含まれているわけではない。こうした中で、かつクレジットカード取引がこれらのいずれかの法律構成によっていると評価できるのであれば、設例1（カード会社が破産した場合）において、カード加盟店（前払式発行者）は、利用者に対してカード利用代金（1万円）を請求しうることとなる。これに対して、債権譲渡構成、免責的債務引受構成および更改構成の場合には、カード加盟店が利用者にカード利用を承認した時点でそれぞれの効力が発生するとすれば、カード加盟店は利用者に対して代金を請求することはできないと考えられる。

以上のように考えたうえで、実際のカード会社各社の規約等をみると、「立替払」との記載のあるものが多いようであるが、当該記載に加えて「債権譲渡」の文言が併記されているものも複数みられる。また、「立替払」と書かれているものであっても、法律構成としてそれが何を指すかは、規約等の文言から必ずしも明らかではない²⁸。このように、現行の規約等は特定の法律構成に依拠した規定とはなっておらず、債権譲渡構成と立替払構成が混在している状況にある²⁹。

こうした中、仮にカード会社が破産した場合、クレジットカード取引の法律構成が立替払構成のうち第三者弁済構成ないし併存的債務引受構成であることを理由として、カード加盟店が利用者に対して直接請求を行う可能性もあると考えられる³⁰。その際、利用者は、カード加盟店から受けた請求の

²⁷ 例えば、カード加盟店において信用販売の手続きが完了した以降は、カード会社がカード加盟店に対する立替払を完了したか否かを問わず、利用者に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しない等と定めているものがある。

²⁸ 契約当事者の合理的な意思解釈によるとされる。経済産業省 [2021] 48 頁。

²⁹ 加盟店相互開放（国際ブランドの提供する決済業務を介して、他のカード会社が提携する加盟店を利用することができること）が進むもとの、立替払構成をとるカード会社の加盟店において、債権譲渡構成をとるカード会員によるカード利用が生じること、またはその逆が生じること等を背景に、様々な法律構成が混在している状況にあるという指摘がある。吉元 [2015] 39 頁、350～351 頁。

³⁰ 本稿では、カード会社・カード加盟店・利用者の三当事者によるオンアス取引を検討の対象としているが、実際には、オフアス取引が広く行われているほか、カード加盟店とカード会社の間に決済代行業者が当事者として加わる場合もある。カード会社とカード加盟

当否を判別できない中、①支払を拒んだ場合には債務不履行となるリスクがあるほか、②支払を行っても、クレジットカード取引の法律構成が債権譲渡構成、立替払構成のうち免責的債務引受構成または更改構成であることを理由として、カード会社の破産管財人から請求を受ける可能性があるという、法的に不安定な立場に置かれる可能性がある。こうした場合の利用者の対応策として供託を行うことも可能であるが、利用者の予測可能性を高めるためには、契約上、あらかじめ法律関係が明確になっていることが望ましい。そのうえで、①や②のような事態を回避するためには、債権譲渡構成、立替払構成のうち免責的債務引受構成または更改構成を前提として、カード加盟店が利用者に直接請求することはできないことをあらかじめ規約等で明確にしておくことが考えられる³¹。

こうした対応が望ましいことは、次のようなクレジットカード取引の実態からも肯定されるように思われる。すなわち、利用者としては、カード利用に伴う支払は、口座引落などを通じてカード会社に対して行われることで完結するものであり、カード加盟店に対して支払を行う必要はないとの認識を持つのが自然である。したがって、カード会社による口座引落の前であっても、よもやカード加盟店から直接請求を受けることは想定しておらず、仮にこうした請求が行われれば、利用者にとって不意打ちとなる。また、カード加盟店がカード会社から支払を受けると、カード加盟店が利用者に対して請求することはなくなるところ、カード会社からカード加盟店への支払が行われる時期は、両者間の契約（加盟店規約）によって定まっており、利用者はこれに関知しえない。このため、利用者が、カード加盟店からの請求が正当な請求として認められるかどうかを外形的に判断するのは困難である。

また、カード会社としては、カード加盟店から利用者に対して直接請求を行いうるとなると、カード加盟店が利用者から直接支払を受けた金額について、カード会社からカード加盟店へ支払う金額から控除する必要があることになる。しかしながら、こうした正規のキャンセル手続を踏まないかたちでの対応を認めると、余計な事務コストが生じて取引の効率性が阻害されるほか、誤払い・誤引落しなどの事務ミスの原因ともなりうる。こうしたことから、カード会社においても、カード加盟店から利用者への直接請求は想定し

店の間に入る決済代行業者の破産により、代金を受領していない加盟店が債権譲渡を取り消して、利用者に請求する可能性について言及したものとして、吉元 [2015] 355 頁。

³¹ なお、利用者がカードによる支払を行った場合について、カード会社が当該債務を免責的に引き受けることを明示し、利用者はカード加盟店に対して代金債務を負わない旨を明示的に規定している加盟店約款もみられた。

ていないと考えられる³²。

以上のような考え方は、クレジットカードを利用して前払式支払手段にチャージする場合についても同様に当てはまる。

(2) 利用者の対応

クレジットカード取引の法律構成が必ずしも明確ではない中、利用者としては、法的に不安定な状況を解消するために、破産したカード会社が発行したクレジットカードを利用した取引を、カード加盟店との間で合意により解除することが考えられる。平時においてはこうした合意解除が認められることを前提に、約款等においてその手続が定められており、カード加盟店と利用者間で売買契約等の解除を行い、カード加盟店からカード会社に当該解除について連絡を行ったうえで、利用代金の引落しのキャンセル、または、すでに引落しが行われている場合には返金処理が行われる、という流れとなる。こうした解除が可能であれば、それ以降、利用者はカード会社やカード加盟店からクレジットカード利用に関して請求を受けることはない。

もっとも、カード会社の破産時においても、こうした解除を利用者とカード加盟店の間で行い、利用者がクレジットカード取引の法律関係から抜け出すことができるかは不明確である³³。

また、設例 1 において、利用者がクレジットカードで購入したのは前払式支払手段であり、仮に解除による返金等が行われると、保有者に対する前払式支払手段の払戻しを禁止する規定（資金決済法 20 条 5 項）との関係についても、検討を要すると考えられる。

³² 割賦販売法の枠組みをみると、包括信用購入あっせんが登録制とされ（同法 31 条）、資本金（最低額 2 千万円以上（同法 33 条の 2 第 3 号、同法施行令 5 条 2 項））や純資産（純資産比率が 90%以上（同法 33 条の 2 第 1 項 4 号））といった要件が課されている。登録制の趣旨は包括信用購入あっせん業者の財産状態の健全性を確保し、カード加盟店が確実に代金等の回収を行うことができるようにするためであるとされている。経済産業省 [2021] 192 頁。

³³ 割賦販売契約において売買契約と立替払契約を別個のものとしている後述の最高裁判例（最判平成 2 年 2 月 20 日判時 1354 号 76 頁）を前提にすれば、売買契約を解除しても、利用者とカード会社間の立替払契約に基づく請求を拒むことは難しいという結論になる。また、解除をカード会社の破産管財人に対して主張できるかという問題がある（民法 545 条 1 項但書き）。

5. 設例 2：前払式発行者の破産

(1) 前払式加盟店の請求

設例 2 において、前払式加盟店は、利用者が 2 千円の商品を購入 (D) した後、前払式発行者から 2 千円の支払を受ける立場にある (E)。もっとも、前払式発行者が破産した場合には、十分な弁済を受けることができない可能性がある³⁴。この場合、前払式加盟店は、前払式発行者の破産により十分な弁済を受けられないことを理由に、利用者に対して商品の代金 (2 千円) を直接請求することは可能であろうか。この点、前払式支払手段についてもこれまでさまざまな法律構成が議論されていることから、以下では、それぞれの法律構成について整理したうえで、前払式加盟店の利用者に対する請求の可否について検討する。

イ. 前払式支払手段の法律構成

(イ) 債権譲渡構成

債権譲渡構成としては、利用者がチャージにより前払式発行者に対して有する金銭債権を前払式加盟店に対する代金債務の代物弁済³⁵として利用者から前払式加盟店に譲渡すると考える構成³⁶のほか、4. (1) (イ) のクレジットカード取引の法律構成における債権譲渡構成と平行に考え、前払式加盟店が利用者に対して有する取引代金債権が、前払式支払手段を利用した場合に前払式発行者に譲渡されるという構成も指摘されている³⁷。債権譲渡の効力は、利用者が前払式支払手段を前払式加盟店での支払に利用した時点で発生すると考えられる。

設例 2 について債権譲渡構成を適用した場合には、前者の考え方によれば、利用者が前払式加盟店において前払式支払手段 (2 千円分) を利用した時点で、利用者が前払式発行者に対して有する 2 千円分の金銭債権が前払式

³⁴ 発行保証金に対して優先弁済権を有するのは前払式支払手段の保有者であり (資金決済法 31 条 1 項)、前払式加盟店はこれに含まれない。

³⁵ 小塚・森田 [2018] 23 頁では、電子マネーによる支払の法的性質について、約款に「加盟店に対しては電子マネーにより代金の支払いができる」と定められているところを文字通りに読めば、電子マネーという電子データの移転による代物弁済 (民法 482 条) を加盟店が包括的に承諾していると考えられると指摘。電子マネー自体の法的性質については議論があるところ (債権であるとする説、一種の価値と捉える説などがある) ではあるが、本稿では立ち入らない。

³⁶ 電子マネーに関する勉強会 [1997] 23 頁、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 17 頁。

³⁷ 杉浦・片岡 [2003] 24 頁。

加盟店に代物弁済として譲渡され、利用者の前払式加盟店に対する代金債務は消滅する。また、後者の考え方によれば、利用者が前払式加盟店において前払式支払手段（2千円分）を利用した時点で、前払式加盟店が利用者に対して有する2千円分の取引代金債権が前払式発行者に譲渡され、利用者の前払式加盟店に対する代金債務は消滅する。このため、いずれの考え方をとっても、前払式支払手段を利用した時点以降、前払式加盟店は利用者に対して直接請求することはできない。

（ロ） 免責的債務引受構成

免責的債務引受構成では、①前払式発行者と前払式加盟店との間の契約（加盟店規約）において、利用者が将来、前払式加盟店に対して負う代金債務を前払式発行者が免責的に引き受ける（民法472条）旨の包括的合意があり、当該合意のもとで利用者が前払式支払手段の発行を受けることにより債務引受契約が成立、②利用者が前払式支払手段を利用した時点で、前払式発行者が利用者の前払式加盟店に対する代金債務を免責的に引き受け、その後、前払式発行者が前払式加盟店に代金を支払う、という構成をとる³⁸。免責的債務引受の効力発生時期は、利用者が前払式加盟店において前払式支払手段を利用した時点と考えられる。

設例2について免責的債務引受構成を適用した場合、利用者が前払式加盟店において前払式支払手段を利用した時点で、利用者の前払式加盟店に対する代金債務（2千円）は前払式発行者に免責的に引き受けられることにより消滅する。このため、その時点以降、前払式加盟店は利用者に対して直接請求することはできない。

（ハ） 支払委託構成

支払委託構成では、利用者と前払式発行者の間において、利用者があらかじめ前払式発行者に提供した資金を用いて代金債務を弁済してもらうという委託関係があると考えられる。そして、前払式加盟店と前払式発行者の間の契約（加盟店規約）において、利用者が将来、前払式加盟店に対して負う代金債務については、利用者からの委託に基づき前払式発行者が弁済する旨の包括的合意があると整理される。実際には、前払式発行者は、前払式加盟店から受領した売上情報に基づいて前払式加盟店への支払を行うこととなり、当

³⁸ 電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 16～17 頁。

該支払が行われるまでは、利用者の前払式加盟店に対する債務は消滅しない³⁹。

設例2について支払委託構成を適用した場合には、利用者は、前払式発行者に対して前払式加盟店に対する債務の弁済を委託しているものの、前払式発行者による前払式加盟店への支払は完了しておらず、利用者の前払式加盟店に対する債務も消滅していない。そこで、前払式発行者の破産手続開始決定があると、利用者・前払式発行者間の委託関係は終了し(民法653条2号)、前払式加盟店は、破産した前払式発行者の代わりに利用者に対して直接請求することも可能という帰結となる。

ロ. 法律構成を踏まえた検討

上記イ. でみた前払式支払手段の法律構成のうち、どの法律構成が妥当かとのコンセンサスは今のところ確立されていない。前払式発行者と利用者の間の契約(会員規約)をみると、中には、利用者が前払式加盟店で商品を購入した際に、前払式支払手段が利用者から前払式加盟店へ移転し、当該移転がシステム上完了した旨の表示がされた時点で、支払が完了(利用者の債務が消滅)することを定めているものがみられる。また、前払式発行者と前払式加盟店の間の契約(加盟店規約)には、商品等の代金額に相当する前払式支払手段にかかる情報の移転が完了した時点や、アカウント内の残高の減算が完了した時点で、利用者の前払式加盟店に対する代金債務が消滅するといった定めがみられる。さらに、プリペイド・カードを利用した時点で利用者の前払式加盟店に対する債務を前払式発行者が免責的に引き受けることを明示している定めもみられる⁴⁰。

こうした内容が規約等において明記された取引であれば、商品購入に際して前払式支払手段による支払を行い、それに相当する残高がアカウントから減算されれば、利用者の前払式加盟店に対する債務は消滅していると解釈でき、その時点以後は、前払式加盟店から利用者に対する請求を行うことはで

³⁹ 電子マネーに関する勉強会 [1997] 22 頁、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 17 頁。

⁴⁰ 前払式証券の規制等に関する法律を受けて作成されたプリペイド・カード取引標準約款等において、プリペイド・カードを利用した場合、加盟店は、カードを利用した所持者の代金支払を免責する旨を規定している(プリペイド・カード加盟店規約例2条)。この趣旨は、前払式発行者が代金決済をした時ではなく、プリペイド・カードを利用した時に利用者が免責を受けると規定することで、利用者が前払式発行者だけではなく前払式加盟店からも請求を受けることによる二重払いを強いられることがないようにするためとされている。片岡 [1991] 161 頁。

きないこととなる。

もっとも、すべての規約等において、前払式支払手段が利用された時点で利用者が前払式加盟店に対する債務を免れる旨が明記されているわけではない。このため、こうした点が規約等で明らかではないケースでは、前提となる法律構成次第で、利用者に対して代金請求を行うことができる主体は変わりうる。

利用者としては、既に発行されて自らのアカウントに残高として記帳されている前払式支払手段を利用した後、前払式発行者とは別に前払式加盟店から支払を求められるとは、通常、想定していないであろう。前払式支払手段の利用者の多くが一般消費者であることを踏まえると、こうした前払式加盟店から利用者への請求を認めることは、消費者保護の観点からも適切でないように思われる。

なお、前払式支払手段は「対価を得て発行される」（資金決済法3条1項）のものであり、チャージする際の入金と前払式支払手段の発行が同時に行われるのが基本形である。ここで、同条のいう「対価」とは、必ずしも現金に限られず、経済的な価値があるものはすべて含まれるという解釈⁴¹を前提とすれば、利用者がクレジットカードを利用することにより前払式発行者（カード加盟店）が獲得する代金債権についても、「対価」に該当することとなる。そうだとすれば、利用者の前払式加盟店に対する債務の存否は、チャージ手段がクレジットカードであるか現金であるかにかかわらず、前払式支払手段の法律構成によって決まるべきものと考えられる。

そして、利用者保護の観点からは、前払式支払手段の取引における法律構成については、利用者が前払式支払手段を利用した時点で利用者の前払式加盟店に対する債務が消滅とする、債権譲渡構成または免責的債務引受構成とすることが適切と考えられる。また、特定の法律構成が妥当するとまではいえなくても、少なくとも規約等において、利用者が前払式支払手段を利用した時点以降は、利用者は前払式加盟店との関係では免責される旨を明らかにすることが望ましいであろう⁴²。

(2) カード会社の対応（加盟店契約の解除の可否）

前払式発行者が破産した場合には、現金でチャージした利用者は、前払式

⁴¹ 高橋・堀・森 [2023] 103 頁。

⁴² 第三者型前払式支払手段については、利用者保護の観点に加え、決済手段として広く用いられるため、前払式加盟店を保護する観点から、発行者の登録制（資金決済法7条）や純資産額要件（同法10条1項2号）が定められている。

発行者に対する権利（未使用残高相当分）について、発行保証金の還付手続（資金決済法 31 条 2 項 2 号）により優先弁済を受けることとなるが、供託義務が未使用残高の 2 分の 1 以上であることとの関係で全額の弁済を受けられない場合には、残額について破産手続によって権利を行使することとなる。

もっとも、設例 2 ではクレジットカードによる支払を選択したため後払いとなっており、いまだ利用者はチャージ代金相当分の 1 万円の支出を負担していない。利用者としては、未使用残高に相当する金額の支払を行わないという主張が可能であれば、チャージ代金のうち 8 千円について、損失負担を免れることができることとなる。

このように利用者が支払を拒めるか否かを検討する前に、まず、クレジットカード取引の仕組みにおいて、カード加盟店が破産した場合にカード会社はどのような対応をとることとなるかについて確認する。

カード会社は、まず (i) 破産したカード加盟店（前払式発行者）に対する支払を選択することができる。この場合には、カード会社は、利用者に対して 1 万円を請求することになる。このほか、(ii) カード加盟店の破産を受けて、加盟店契約を解除する、または加盟店に対する未払分の支払を留保するという選択肢も取りうる。カード会社各社の加盟店規約をみると、カード加盟店が破産申立てを受けたことを理由とする解除または支払留保にかかる条項が含まれているものが多い。

(3) 前払式発行者と利用者の関係

イ. 不安の抗弁権

カード会社が、上記 (ii) の対応を採った場合には、前払式発行者の破産管財人としては、設例 1 で検討したクレジットカード取引の法律構成のうち、第三者弁済構成や併存的債務引受構成を前提に、直接利用者に履行を求めることが考えられる。このとき、利用者としては、既に商品の購入に利用した 2 千円は支払うとしても、8 千円については、破産した前払式発行者の提供する決済サービスにおいて前払式支払手段を利用するのが困難であることを理由に、支払を拒むことはできないだろうか。

ここで考えられる利用者の主張として、不安の抗弁権がある。不安の抗弁権とは、当事者の一方が先履行を約束した双務契約において、相手方に信用不安・財産状態の著しい悪化等の事態が生じ、反対債務の履行を受けられない可能性（反対給付リスク）が生じた場合に、双務契約における両債務間の

対価的牽連関係を考慮に入れ、信義則を媒介にして、先履行義務者が自らの先履行を拒絶することができる権利をいう⁴³。

不安の抗弁権については、下級審裁判例において認められたケースはあるが⁴⁴、民法に直接の規定が設けられているわけではなく、これを制度としてどのように捉えるかは解釈論に委ねられている⁴⁵。不安の抗弁権が認められる要件として、①先履行の合意があること、②反対給付リスクの現実化、③両当事者が予見することができなかつた事情を挙げる考え方があり、これらを満たす効果として、履行の拒絶が認められるとされている（なお、損害賠償・解除の可否については議論がある）⁴⁶。

上記の①から③の要件を設例2に則してみると、①前払式支払手段は、本来は利用者が先履行義務（先に対価を支払う）を負うことが前提とされているもとの、②前払式発行者の破産⁴⁷により、未使用残高が使用できない可能性が高く、③前払式発行者の破産は両当事者とも予見することができなかつた事情である、といえる。そうだとすれば、利用者としては、まずは前払式発行者に対して不安の抗弁権を主張し、支払を拒む余地も認められるべきではないかと考えられる。特に、前払式支払手段の法律構成が明確ではなく、前払式加盟店が利用者に請求権を有するか否か、また前払式発行者の利用者に対する債務が未履行か既履行かが明らかではない時点では、まずは履行を拒絶することに意義があると考えられる⁴⁸。この場合には、設例2において利用者から前払式発行者に対する履行の拒絶が認められるのは、未使用残高の限度内（1万円全額ではなく、すでに商品等の購入に利用した2千円を除いた8千円分）ということになるろう。

ロ． 抗弁の接続（割賦販売法 30 条の 4）の類推適用の可否

イ． では (ii) カード加盟店の破産を受けて、カード会社がカード加盟店

⁴³ 潮見 [2017] 312 頁以降。

⁴⁴ 東京地判平成2年12月20日判時1389号79頁など。

⁴⁵ 潮見 [2017] 318 頁。なお、法制審議会民法（債権関係）部会でも規定の新設が議論されていたが、最終的に明文化は見送られている。

⁴⁶ 潮見 [2017] 311～326 頁。

⁴⁷ 破産の場合における、不安の抗弁権の成否については、松井 [2016] 580～582 頁参照。先履行義務の履行期が①破産手続開始の申立て前、②申立てと開始決定の間、③破産手続開始決定後に到来する場合に分けた検討を行っている。

⁴⁸ いったん不安の抗弁権により履行拒絶した後に、破産手続開始決定がされた場合には、破産管財人が契約を双方未履行の双務契約として解除するならば、不安の抗弁権は問題とならないことになる。松井 [2016] 580 頁。

への支払を行わない場合を検討したが、(i) カード加盟店が破産したにもかかわらず、カード会社がカード加盟店に対する支払を行ったうえで、利用者に対し1万円を請求する場合、利用者としてカード会社からの請求を拒絶することはできるだろうか。ここでは、抗弁の接続の類推適用の可否について検討する。

抗弁の接続について定める割賦販売法30条の4は、消費者保護の観点から、購入者等と販売業者等との間で「生じている事由」をもって、購入者等が包括信用購入あっせん業者（カード会社）の支払請求に対抗できる場合があることを認めている⁴⁹。同条は、①2ヵ月を超えない範囲の支払猶予を除外している（同法30条の4、2条3項1号）ほか、②金額が4万円以上であること（同法施行令21条1項）を要件としている。この点、設例2では、①についてはマンスリークリア（商品等を購入した翌月に一括で支払う方式）であることを前提としており、②についてはチャージ金額が1万円であることから、いずれの要件も満たさず、利用者はカード会社からの支払請求を拒むことはできない⁵⁰。

また、同条の類推適用の余地について、学界では、購入者を保護する観点から、立替払契約と売買契約という2つの契約について、多角的法律関係や複合契約論など⁵¹、直接の契約関係がない当事者にも契約上の規律を及ぼす考え方について議論が深められている。しかし、同条の趣旨について、立替払契約と売買契約が別個の契約であることを前提としつつ、購入者保護の観点から、売買契約上生じている事由を、立替払契約の当事者である包括信用購入あっせん業者（カード会社）に対抗しうることを創設的に認めたもので

⁴⁹ 経済産業省 [2021] 167～171 頁。

⁵⁰ 前払式支払手段のサービスのうち割賦販売法30条の4の要件を満たすケース（チャージ可能な上限額が4万円以上のサービスや、支払方法がマンスリークリアだけではなく分割払いやリボ払いが可能なサービスもある）では、同条に基づき、カード会社からの請求を、未使用残高の限度内で、拒むことができると考えられる。この場合、前払式発行者の破産により、前払式支払手段の未使用残高が使えなくなることが、前払式発行者に対して「生じている事由」（同法30条の4）であると考えられる。

⁵¹ 学説の状況については、都筑 [2016] 68 頁以降に詳しい。当事者が選択した売買契約と立替払契約という2つの契約を、代金不払いの売買契約と不払い売買代金債権の売買契約に組み替えることで抗弁の接続と同様の効果を認めるという考え方（山田 [1991a, b]）や、第三者与信型販売は、売買と与信の発生・履行・存続における牽連性が、商品引渡債務と与信債務の間にも延長されるという考え方（千葉 [1999]）等をはじめとして、近時までさまざまな議論が積み重ねられている。

あるとする最高裁判例^{52,53}の立場を前提とすれば、前払式発行者の破産にかかる設例 2 において、抗弁の接続の類推適用は容易には認められないと考えられる⁵⁴。

さらに、割賦販売法の改正の方向について検討した経済産業省 [2015] 14～16 頁でも、マンスリークリア取引は抗弁の接続の適用対象とはならないとしている。その理由として、①分割払いと同様の誘引性があるとはいえず、相談発生率も高くないこと、②採算性の高くないマンスリークリア取引について、イシューアの追加的負担を正当化することは困難であること、③事業者に対する負担が利用者に転嫁された場合、取引の利便性が後退しうること等を挙げている。

以上のとおり、設例 2 において利用者が、割賦販売法 30 条の 4 の類推適用により抗弁の接続を主張してカード会社からの請求を拒むことは困難と考えられる。

ハ. 前払式支払手段のチャージ取引の解除

イ. およびロ. では、前払式発行者の破産管財人またはカード会社から請求を受けた場合に利用者が履行を拒絶できるかを検討したが、そもそも、前払式発行者と利用者双方の債務が未履行であると評価されるのであれば、設例 2 では前払式発行者（カード加盟店）が破産していることから、前払式発行者と利用者の契約は、双方未履行の双務契約として破産法 53 条の適用を受けうるという論点がある。

破産法 53 条の適用の有無を検討するにあたって、利用者と前払式発行者の間の契約における双方の債務の履行状況について考える。利用者が払込みを行う債務については、クレジットカードの利用により、カード加盟店（前払式発行者）がカード会社にカード利用代金の請求権を有することから履行済みと解する余地もあるが、まだ前払式発行者に対する入金が完了していないという点を重視すれば、未履行と評価できる。また、前払式発行者の債務については、チャージの段階で前払式支払手段を発行している点を捉えれば

⁵² 最判平成 2 年 2 月 20 日判時 1354 号 76 頁。

⁵³ 最判平成 23 年 10 月 25 日民集 65 卷 7 号 3114 頁も、売買契約と一体的に立替払契約の効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情（①販売業者とあっせん業者との関係、②販売業者の立替払契約手続への関与の内容および程度、③販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度）がない限り、売買契約と別個の契約である立替払契約は無効とはならないと判示する。

⁵⁴ 中村 [2014] 132 頁は、オフアス取引なども念頭においた場合には、多数当事者契約の理論はさらなる検討が必要である旨を指摘している。

既履行であるが、前払式発行者が負う債務の内容を、前払式支払手段を発行しただけではなく利用者に前払式支払手段を発行したうえでチャージ金額相当分の決済サービスを提供することまでだとすると、未履行と解することができる。

上記を踏まえると、設例 2 における前払式発行者と利用者との間の契約が双方未履行の双務契約（破産法 53 条）と整理できる場合には、契約を解除するか、または債務の履行を求めるかの選択権は前払式発行者の破産管財人が有するが、迅速な清算手続を進める観点からは、契約の解除が志向されることになる。

このようにして前払式支払手段のチャージ取引が 8 千円の限度で解除されれば、利用者は支払を行う必要がなくなり、損失を負担することはないという帰結になる。

二. 解除と前払式支払手段の払戻し禁止規定

資金決済法では、前払式支払手段の払戻しは原則として禁止されている（資金決済法 20 条 5 項）。このため、ひとたびチャージが行われて前払式支払手段が発行された以上、チャージ取引の解除により払戻しを受けることは原則として認められない。もっとも、クレジットカードを利用して前払式支払手段をチャージした場合、カード会社から前払式発行者（カード加盟店）に支払が行われるまでに一定のタイムラグが生じる。このようにカード会社から前払式発行者への支払が未実行の状態にあるチャージ取引の解除については、実際の払込みが行われていない以上、同条が禁止する払戻しには当たらないと解することはできるだろうか。

この点について、資金決済法 20 条 5 項が払戻しの原則禁止を定めているのは、仮に自由な払戻しを認めると元本の返還が約束されることとなり、出資法 2 条 1 項に定める「預り金」の禁止に該当するおそれがあるほか、送金手段としての利用が可能となると銀行法が禁止する「為替取引」に該当するおそれがあるためである⁵⁵。もっとも、クレジットカードによりチャージされた前払式支払手段については、実際にカード会社から前払式発行者に資金の払込みがされていない間は、「預り金」の要件⁵⁶の 1 つとされる「金銭の受

⁵⁵ 高橋・堀・森 [2023] 165 頁。

⁵⁶ 出資法 2 条 2 項は「預り金」について「不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有

入れ」を充足していないと捉えることもできる。また、払込みが未実行である間にチャージ取引が解除されても、利用者のカード会社に対する債務を消滅させるに過ぎず、実際に資金の払戻しがされるわけではないことから、為替取引に該当するとも考え難い⁵⁷。このように考えると、前払式支払手段のチャージ取引の解除は、資金決済法 20 条 5 項が禁止する前払式支払手段の払戻しには該当しないと解することができる⁵⁸。

これに対して、前払式支払手段のチャージ取引が行われた時点で、前払式支払手段は発行され、未使用残高が現に計上されている以上、たとえ実際に入金が未了であっても、チャージ取引の解除は資金決済法 20 条 5 項が禁止する前払式支払手段の払戻しに該当し、未使用残高の減算は認められないという考え方もありうる。実際、金融庁の事務ガイドラインでは、カード会社と前払式発行者が同一主体の場合で、クレジットカードで購入された前払式支払手段の代金が未収となっていて、その額が把握できる場合には、その額を基準日未使用残高（同法 3 条 2 項）から控除することを認めている⁵⁹。これを逆に捉えれば、カード会社と前払式発行者が同一主体でない場合には、代金が未収であっても基準日未使用残高に計上することが求められる、すなわち、発行保証金による保全の対象となるということになる。そうだとすれば、利用者は、前払式支払手段のチャージ取引について、入金までを必ず行うことが求められ、利用者保護は、資金決済法に定める保全義務および優先弁済（同法 14～16 条、31 条）によることとなろう。

するもの」と定めている。そして、事務ガイドラインでは、出資法 2 条 2 項に定める「預り金」について、「預金等と同等の経済的性質を有するものとされており、次の 4 つの要件のすべてに該当するものとされている。①不特定かつ多数の者が相手であること②金銭の受け入れであること③元本の返還が約されていること④主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること」と説明している。（金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 2. 預り金関係」2-1-1）

⁵⁷ 「為替取引」について最高裁（最決平成 13 年 3 月 12 日刑集 55 卷 2 号 97 頁）は「銀行法 2 条 2 項 2 号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とする。

⁵⁸ 前払式支払手段の払戻しには該当しないとしてチャージ取引の解除が認められた場合には、利用者は前払式発行者の破産管財人に対して、解除した金額に相当する請求権を有すると考えられる。もっとも、同時に、利用者の未使用残高はその分減額されて、資金決済法 31 条による還付を受けられないと考えられる。この場合には、当該請求権が、破産手続上どのような債権として認められるかによって、利用者としては資金決済法による還付を受ける方が経済的に有利な帰結となる可能性もある。

⁵⁹ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5. 前払式支払手段発行者関係」I-2-2

6. おわりに

日本では前払式支払手段をクレジットカードで購入（チャージ）するサービスが広く利用されているが、それぞれの取引について複数の法律構成が考えられ、いずれか一つに確定することなく実務が動いているのが実態である。そうしたもとの、本稿では、決済サービスの提供者が破産した場合の設例を想定して、一定の法律構成を前提とした場合に利用者が不利益を被ることはないかとの観点から検討を行った。

その結果、まず、カード会社が破産した場合について、カード会社からチャージの対価にかかる入金を受けられないカード加盟店（前払式発行者）が、第三者弁済構成や併存的債務引受構成といった法律構成を前提に、利用者に対する請求を行う可能性は排除しきれないことを示した。もっとも、利用者としては、クレジットカードを利用してカード会社に対する債務を負って前払式支払手段の発行を受けた以上、カード加盟店から直接請求を受けることは想定していない。このため、カード加盟店が利用者に対して直接請求を行うことができない法律構成をとることが適切であり、利用者に対して直接請求することを禁止する旨を規約等において明示しておくことが望ましく、そうすることが取引当事者の認識とも合致すると考えられる。

次に、前払式発行者が破産した場合についても、支払委託構成を前提とすると、前払式加盟店は商品購入等の代金について、利用者に対して直接請求することが可能という帰結となることを示した。しかし、利用者としては、一度発行された前払式支払手段を用いて商品等を購入した以上、前払式加盟店から追加的な支払を求められることは想定していないと考えられる。このため、前払式発行者が破産した場合についても、前払式加盟店から利用者に対する直接請求を行うことを規約等で禁止するのが望ましいと考えられる。

さらに、前払式発行者（カード加盟店）の破産により未使用残高が使用できなくなった場合について、カード会社・カード加盟店間の契約の解除の可否を検討したうえで、加盟店契約が解除された場合の前払式発行者（破産管財人）から利用者に対する請求の可能性と、これに対する利用者の抗弁権の主張の可否についても検討した。また、前払式発行者と利用者との間のチャージ取引にかかる契約関係が、破産法上、双方未履行双務契約と評価しうることも指摘した。その際、前払式発行者（破産管財人）が契約解除を選択する場合には、前払式支払手段における払戻しの原則禁止との関係が問題となりうることを示した。

本稿では、取引の当事者について、もっとも単純化したオンアス取引を検

討対象とした。しかし、実際のクレジットカード取引では、イシューアーとアクワイアラが分かれるオフアス取引が主流であるほか、クレジットカードと前払式支払手段それぞれについて、決済代行業者が間に入る場合なども少なくなく、取引のタイミングや当事者の関係はさらに複雑である。そうした複雑なケースについての検討は残された課題としたい。

参考文献

- 片岡義広、「プリペイド・カード取引標準約款等の概要」、『別冊 NBL』第 22 号、商事法務研究会、1991 年、146～165 頁
- 、「クレジットカード等契約の法律構成の可能性」、『CCR』第 10 号、日本クレジット協会、2021 年、70～84 頁
- 金融庁、「金融庁の 1 年（2022 事務年度版）」、金融庁、2023 年
(<https://www.fsa.go.jp/common/paper/2022/zentai/all.pdf>、2024 年 4 月 10 日)
- 経済産業省、「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」、経済産業省、2015 年
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/pdf/report_02_01.pdf、2024 年 4 月 10 日)
- 、『令和 2 年版割賦販売法の解説』、日本クレジット協会、2021 年
- 小塚荘一郎・森田 果、『支払決済法 [第 3 版]』、商事法務、2018 年
- 潮見佳男、『新債権総論 I』、信山社出版、2017 年
- 清水 巖、「クレジットカード取引の法構造-2-」、『法律時報』46 卷 6 号、1974 年、295～304 頁
- 杉浦宣彦・片岡義広、「電子マネーの将来とその法的基盤」、金融庁金融研究センターディスカッションペーパー、金融庁金融研究センター、2003 年
(<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2003/20030828-2.pdf>、2024 年 4 月 10 日)
- 高橋康文編著・堀 天子・森 毅、『新・逐条解説資金決済法 [第 2 版]』、きんざい、2023 年
- 玉垣正一郎、「クレジットカード決済システムの構造—各種手数料の意義—」、『現代消費者法』36 号、2017 年、49～56 頁
- 千葉恵美子、『『多数当事者の取引関係』をみる視点』、『現代取引法の基礎的課題 椿寿夫教授古稀記念』、有斐閣、1999 年、161～199 頁
- 千葉恵美子編、『キャッシュレス決済と法規整—横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて—』、民事法研究会、2019 年

- 都筑満雄、「複合契約論のこれまでと今後」、『別冊 NBL』第 161 号、2016 年、68～77 頁
- デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会、「デジタルマネーの権利と移転」、『金融研究』第 43 卷 1 号、日本銀行金融研究所、2024 年、1～47 頁
- 電子マネーに関する勉強会、「電子マネーの私法的側面に関する一考察：『電子マネーに関する勉強会』報告書」、『金融研究』第 16 卷第 2 号、日本銀行金融研究所、1997 年、1～45 頁
- 中村 肇、「日本におけるクレジットカード契約の法的性質論 —多数当事者間取引の一例として—」、『CCR』第 3 号、日本クレジット協会、2014 年、114～136 頁
- 松井和彦、「不安の抗弁と倒産手続—民法（債権関係）改正論議を手がかりに」、『阪大法学』66 卷 3・4 号、2016 年、109～136 頁
- 山田誠一、「『複合契約取引』についての覚書（1）」、『NBL』第 485 号、1991 年 a、30～40 頁
- 、「『複合契約取引』についての覚書（2・完）」、『NBL』第 486 号、1991 年 b、52～63 頁
- 山本正行、『カード決済業務のすべて』、金融財政事情研究会、2012 年
- 吉元利行、「クレジットカード取引における利用者保護：その現状と課題」、九州大学学術情報リポジトリ、2015 年 (https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1654632/law0124.pdf、2024 年 4 月 10 日)